

単品スライド条項に係る県の運用について（ポイント）

【最終改正 H21. 2. 19】

1. 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

工事の総価に大きな影響を及ぼす各材料（「鋼材類」、「燃料油」に分類されるものに限らない。）

【スライド適用の対象工事】

搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、当初金額よりも1%以上変動する工事

2. スライド条項の適用手続

（1）請求時期、契約変更の時期

原則工期末の2月前までに請求 → 工期末に変更契約

（2）証明書類の提出

受注者が請求する場合又は発注者の請求額に受注者が異議を申し立てる場合、受注者は、受注者が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

3. スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類等〕 現場に搬入された月の実勢価格（計画工程表等による搬入月の実勢価格）

（注）複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕 購入された月の実勢価格（工期中の各月の実勢価格の平均価格又は計画工程表等による購入月の実勢価格）

（注）複数回にわけて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

※（ ）は発注者が請求する場合

4. スライド額の計算で用いる対象数量

- ・ 設計図書に記載された数量
- ・ 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- ・ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量
- ・ 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量（受注者が請求する場合）

5. スライド額（S）の計算

【鋼材類等】{搬入月の実勢価格－設計時点での実勢価格} × 対象数量 × 落札率
＋) 【燃料油】{購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格} × 対象数量 × 落札率
±) スライド前の請負代金額の1%相当額

スライド額（S）

（注1）対象数量は原則として上記4によるが、受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入金額合計、燃料油の購入金額合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入金額を用いて計算する。（受注者が請求する場合）

（注2）実際の購入金額が発注者が計算した金額を上回り、かつ、上記2（2）の証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合は、実際の購入金額を用いて計算する。（発注者が請求する場合）

6. その他

工期末が平成21年3月31日以前である工事に係る発注者の請求については、工期前かつ平成21年3月4日までとする。

【問い合わせ先】

土木部技術管理課 電話024-521-7461

総務部入札監理課 電話024-521-7899

※ 個別の工事に係る適否については、各発注機関へお問い合わせください。

知事直轄各課（室）長
各部（局）各課（室）長
議会事務局各課長
教育庁各課（室）長 様
警察本部各課長
各委員（会）事務局各課長
各出先機関の長

総務部長

東日本大震災の被災地における福島県工事請負契約約款
第25条第5項の運用の簡素化の試行について（通知）

「福島県工事請負契約約款について」（平成8年3月29日付け8財第175号本職依命通達）により定めた福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「福島県工事請負契約約款の運用基準について」（平成8年3月29日付け8財第176号本職通知）、「福島県工事請負契約約款第25条第5項の運用について」（平成20年6月27日付け20財第967号本職通知。以下「運用通知」という。）、「福島県工事請負契約約款第25条第5項の運用の拡充について」（平成20年9月19日付け20財第1655号本職通知）、「福島県工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド）の運用の留意事項について」（平成20年11月28日付け20企技第1458号土木部長通知）及び「請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成21年2月19日付け20財第3258号本職通知。以下「減額通知」という。）に定めたところですが、東日本大震災で特に被害の大きかった本県内における主要な工事材料の価格の著しい変動に対処するため、本県内で実施されている工事の請負契約で単品スライド条項に基づき請負代金額の変更を行う場合については、手続きを迅速に行うことを目的に、「福島県工事請負契約約款の運用基準について」に加え、下記のとおり運用通知及び減額通知を読み替えること等による試行を行うこととし、今後実施状況を踏まえながら、所要の改善等を図っていくこととしたので、取扱いに遺漏のないよう措置願います。

記

- 1 運用通知記2（スライド額の算定）中、(2)及び(3)については適用しない。
- 2 運用通知記3（価格変動後における単価の算定方法）中、(1)を次のとおり読み替えるものとし、(2)については適用しない。
 - (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ p' ）は、次に定めるとおりとする。

ア 工事履行報告書の添付資料等（営繕工事においては「工事材料搬入報告書等」。以下同じ。）に数量が明記されている対象材料

工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に基づき、出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形部分の増加量で加重平均した価格）とする。

イ 工事履行報告書の添付資料等に数量が明記されていない対象材料

工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に数量が明記されていない材料については、工事全体の出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形増加量で加重平均した価格）とする。

3 運用通知記4（対象数量の算出方法）(1)中ウ及び記5（搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認）については適用しない。

4 減額通知記2を次のように読み替える。

2 運用通知記2（スライド額の算定）中、(1)柱書きを次のように読み替えるものとし、(2)及び(3)は適用しない。

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

5 減額通知記3を次のように読み替える。

3 運用通知記3（価格変動後における単価の算定方法）中、(1)を次のとおり読み替えるものとし、(2)については適用しない。

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ p' ）は、次に定めるとおりとする。

ア 工事履行報告書の添付資料等（営繕工事においては「工事材料搬入報告書等」。以下同じ。）に数量が明記されている対象材料

工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に基づき、出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形部分の増加量で加重平均した価格）とする。

イ 工事履行報告書の添付資料等に数量が明記されていない対象材料

工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に数量が明記されていない材料については、工事全体の出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形増加量で加重平均した価格）とする。

6 減額通知記5を次のように読み替える。

5 運用通知記5（搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認）は適用しない。

附 則

- 1 この通知は、平成26年4月14日から施行し、適用する。
- 2 この通知の施行前に既に協議が開始していた工事については、なお従前の例による。

【「運用通知」読み替え後】

<p>「福島県工事請負契約約款第25条第5項の運用について」 (平成20年6月27日付け20財第967号総務部長通知。)</p>	<p>「東日本大震災の被災地における福島県工事請負契約約款第25条第5項の運用の簡素化の試行について」 (平成26年4月14日付け26財第120号総務部長通知)による読み替え後の 「福島県工事請負契約約款第25条第5項の運用について」</p>
<p>2 スライド額の算定 (2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額(消費税相当額を含む。)を算定し、これら実際の購入金額が(1)の$M_{標準}$又は$M_{標準}$を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の$M_{標準}$に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の$M_{標準}$に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。</p>	<p>2 スライド額の算定 (2) 適用しない。</p>
<p>(3) (2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。 ア 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額 イ 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額 ウ 燃料油に該当する各対象材料について、5(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3(1)イ(イ)の平均価格を乗じて得た金額。</p>	<p>(3) 適用しない。</p>
<p>3 価格変動後における単価の算定方法 (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p)は、次に定めるとおりとする。 ア 鋼材類 各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格)とする。 イ 燃料油 (ア) 各対象材料を購入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。 (イ) 各対象材料のうち、5(3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4の対象数量とすることとしたものにあっては、(ア)の規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。</p>	<p>3 価格変動後における単価の算定方法 (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p)は、次に定めるとおりとする。 ア 工事履行報告書の添付資料等(営繕工事においては「工事材料搬入報告書等」。以下同じ。)に数量が明記されている対象材料 工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に基づき、出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格(複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形部分の増加量で加重平均した価格)とする。 イ 工事履行報告書の添付資料等に数量が明記されていない対象材料 工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に数量が明記されていない材料については、工事全体の出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格(複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形増加量で加重平均した価格)とする。</p>
<p>(2) (1)ア及びイ(ア)に規定する各対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、約款第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。</p>	<p>(2) 適用しない。</p>

<p>4 対象数量の算出方法</p> <p>(1) スライド額の算定の対象とする数量 (D) (以下「対象数量」という。) は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。</p> <p>ウ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの (運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。) にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの</p>	<p>4 対象数量の算出方法</p> <p>(1) スライド額の算定の対象とする数量 (D) (以下「対象数量」という。) は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。</p> <p>ウ 適用しない。</p>
<p>5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認</p> <p>(1) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格 (数量及び単価)、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。</p>	<p>5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙との協議</p> <p>(1) 適用しない。</p>
<p>(2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。</p>	<p>(2) 適用しない。</p>
<p>(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格 (数量及び単価)、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4の対象数量とすることができる。</p>	<p>(3) 適用しない。</p>

【「減額通知」読み替え後】

<p>「請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第25条第5項の運用について」 (平成21年2月19日付け20財第3258号総務部長通知)</p>	<p>「東日本大震災の被災地における福島県工事請負契約約款第25条第5項の運用の簡素化の試行について」 (平成26年4月14日付け26財第120号総務部長通知)による読み替え後の 「請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第25条第5項の運用について」</p>
<p>2 運用通知記2（スライド額の算定）中、(1)、(2)、及び(3)ウを次のとおり読み替える。 (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。</p>	<p>2 運用通知記2（スライド額の算定）中、(1)柱書きを次のように読み替えるものとし、(2)及び(3)は適用しない。 (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。</p>
<p>3 運用通知記3（価格変動後における単価の算定方法）中、(1)を次のとおり読み替えるものとし、(2)については適用しない。 (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（p）は、次に定めるとおりとする。 ア 鋼材類及びその他対象材料（燃料油を除く。） 施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。 イ 燃料油 工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。 なお、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。</p>	<p>3 運用通知記3（価格変動後における単価の算定方法）中、(1)を次のとおり読み替えるものとし、(2)については適用しない。 (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（p）は、次に定めるとおりとする。 ア 工事履行報告書の添付資料等（営繕工事においては「工事材料搬入報告書等」。以下同じ。）に数量が明記されている対象材料 工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に基づき、出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形部分の増加量で加重平均した価格）とする。 イ 工事履行報告書の添付資料等に数量が明記されていない対象材料 工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に数量が明記されていない材料については、工事全体の出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形増加量で加重平均した価格）とする。</p>
<p>5 運用通知記5（搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認）標題中「乙への確認」とあるのは「乙との協議」と、(1)中「乙が単品スライド条項の適用を請求したとき」とあるのは「甲が算定したスライド額に対し、乙が異議を申し立てたとき」と、(2)中「には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする」とあるのは「は、甲が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする」と、(3)中「燃料油」とあるのは「燃料油等」と読み替える。</p>	<p>5 運用通知記5（搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認）は適用しない。</p>